

健康文化複合施設「わくや天平の湯」・万葉の里「天平ろまん館」

レストラン業務委託業者募集要項

平成 30 年 1 月

一般社団法人 涌谷町地域振興公社

1. 募集の目的

一般社団法人涌谷町地域振興公社(以下「公社」という)が、管理・運営を行う健康文化複合施設「わくや天平の湯」、万葉の里「天平ろまん館」はレストラン等の飲食協定関係施設を設けているが、利用されるお客様への更なるサービスの向上を図るため、公社が両館のレストランを新たに選定することとし、受託を希望する事業者を募集するものである。

2. レストランの概要

(1)健康文化複合施設「わくや天平の湯」

- ・所在地 宮城県遠田郡涌谷町涌谷字中江南 222
- ・名 称 わくや天平の湯
- ・開設年月日 平成 10 年 10 月 10 日
- ・区 分 食堂及び食品庫並びに付帯設備・備品一式
(別添図面・一覧表による)
レストラン 2 階・交流室 1 階(有料の個室)
- ・面 積 250.22 m²

(2)万葉の里「天平ろまん館」

- ・所在地 宮城県遠田郡涌谷町涌谷字黄金山 1 番地 3
- ・名 称 天平ろまん館
- ・開設年月日 平成 6 年 7 月 21 日
- ・区 分 生産物直売所郷土料理試作室、試食室及び食品倉庫並びに付帯設備・備品一式
- ・面 積 190 m²

3. 受託条件

(1)健康文化複合施設「わくや天平の湯」

- ① 契約期間:3 年後、1 年毎の契約更新
- ② 賃 貸 料:全ての売上額(飲物含)の 10%
- ③ 光熱水費:自己負担(ガス代含)
- ④ 備 品:自己負担(食器、調理器具等)
- ⑤ 得々パック等の入浴と食事を合わせた団体メニューの提供
立食パーティーメニュー・ランチメニュー・カフェメニューの提供
- ⑥ 地場産品・特産商品の活用
- ⑦ 営業時間:10:00~21:00(定休日 毎月第 2・第 4 水曜日)

(2)万葉の里「天平ろまん館」

- ① 契約期間:3年後、1年毎の契約更新
- ② 賃貸料:月額3万円
- ③ 光熱水費:自己負担(ガス代含)
- ④ 備品:自己負担(食器、調理器具等)
- ⑤ 旅行業者食事コミッション:自己負担
- ⑥ 入館団体メニューの提供、立食パーティーメニュー・ランチメニュー・カフェメニューの提供
- ⑦ 地場産品・特産商品の活用
- ⑧ 営業時間: 4月～10月 11:00～16:00
11月～3月 11:00～15:00

4. 応募資格

- (1)優良な経営実績及び経営意欲を有していること
- (2)飲食店舗の経営を現在行っていること
- (3)国税、地方税の滞納がないこと
- (4)受託者の負担すべき経費について負担能力があること
- (5)暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団を言う)に規定する暴力団経営法人でないこと
- (6)わくや天平の湯レストラン・天平ろまん館レストランを経営展開するにあたり、レストランを継続して3年以上運営した実績があり、継続性をもって事業を行う十分な経験と能力を有していること
- (7)過去1年間に食品衛生法、関係令等に基づく行政処分を受けていないこと

5. 応募方法

上記の応募資格等を考慮の上、健康文化複合施設「わくや天平の湯」レストラン・万葉の里「天平ろまん館」レストランについてご提案ください

応募申込用紙は、わくや天平の湯に置き、提出もわくや天平の湯にご提出ください

(1)募集スケジュール

- ア 募集公開 平成30年1月22日(月)
- イ 申込開始 平成30年1月22日(月)
- ウ 事前説明会 平成30年2月7日(水) 会場:わくや天平の湯
- エ 募集締切 平成30年2月15日(木)

(2) 提出書類

- ア 応募申込書【様式 1】
 - イ 会社概要【様式 2】 ※会社の概要が分かる資料(パンフレットがあれば添付する)
 - ウ 業務実績書
 - エ 提案書
 - オ 添付書類
- ① 会社概要
 - ② 定款及び登記簿謄本
 - ③ 事業報告書(過去 2 年間の決算書)
 - ④ 保健所から発行された飲食店の営業許可の写し
 - ⑤ 保健所から発行された食品衛生監視票の写し

(3) 提案書の内容

- ① レストラン運営の基本方針について
本事業についての基本方針について提案すること
- ② レストラン運営方法、店舗レイアウトについて
店舗レイアウト、座席数について提案すること
- ③ 顧客満足度について
利用者満足度の把握と反映方法、クレーム対応等について提案すること
- ④ 安全衛生管理体制について
衛生管理体制、清掃計画、事故防止、安全対策について提案すること
- ⑤ 人員配置、従業員教育の方針及び方法について
従業員の職種、業務経験、雇用形態、服装、接遇等の教育方針について提案すること
- ⑥ 商品構成・価格設定及びサービスについて
レストラン提供予定とするメニュー一覧、設定価格について提案すること
団体メニュー・ランチメニュー・カフェメニューの考案と設定価格について提案すること
※参考として 500 円で提供できる定食(2 種類)、カレーライス及びラーメンのイメージ写真を添えること
- ⑦ 収支計画について
3 年間の収支予測、初期投資の考え方について提案すること
- ⑧ 自由提案
上記①～⑦以外に、独自の提案があれば記載すること

6. 応募者の選考

ご提出いただいた応募書類の内容を選定委員会にて総合的に判断し選考します
審査項目は次の通りです

- (1) レストラン運営の基本的考え方
- (2) 提案書内容
- (3) 通常メニュー及び季節メニューの展開計画
- (4) 団体メニューの提案
- (5) 安全衛生管理
- (6) 人員体制計画
- (7) 従業員教育
- (8) 売上手数料及び年間売上見込み額
- (9) 会社の経営状況及び業務実績
- (10) その他お客様の満足度向上を図るための方策

7. 応募及び問い合わせ

一般社団法人 涌谷町地域振興公社 わくや天平の湯
〒987-0121 宮城県遠田郡涌谷町涌谷字中江南 222

Mail: tenpyou-u@chic.ocn.ne.jp

☎0229-43-6330

営業条件・管理条件

1. 営業内容に関する条件について

(1) 営業日・営業時間

- ・対象施設における開館日、開閉間時間に従って営業すること

「わくや天平の湯」

営業時間 午前 10 時から午後 9 時までの間

(定休日 毎月第 2・第 4 水曜日)

「天平ろまん館」

営業時間 4 月～10 月 11:00～16:00 までの間

11 月～ 3 月 11:00～15:00 までの間

(2) 実施体制

- ・従業員は、公共の施設での業務であることの自覚を持ち、清潔感のある身なりで業務にあたり、利用者に対して誠意ある接客対応を行う事
- ・利用者からの要望、クレームに対しては、誠意をもって対応し、重要な内容とその対応状況は公社に対して報告をすること
- ・地元の食材等の使用など、地域への貢献に配慮すること
- ・公社が実施する自主企画事業やイベント、大規模災害時における協力など、施設運営に協力すること
- ・レストラン等で万が一事故が発生した場合、事業者の責任において速やかに対応できるよう安全管理を行うとともに、大規模災害時においても、業務が継続できるような体制とする

(3) 飲食営業の許可等の取得

- ・飲食営業に関して必要な許可等は事業者が取得し、公社に報告を行う事
- 尚、これに必要な費用は事業者が負担すること

(4) 再委託の禁止

- ・事業者は契約に基づく全部又は一部について、第三者に譲渡・転貸または担保に供する等一切の行為をすることはできない
- ・また、第三者への再委託による運営も禁止する

(5) 契約満了・解除時の留意事項

- ・事業者は、業務委託契約が終了した時は、直ちに自己の費用により原状回復をすること(契約解除の場合も同様)
- ・事業者は、造作・什器・機器等の買い取り並びに必要な費及び有益費の償還等の請求を行う事はできない(契約解除の場合も同様)
- ・契約終了、契約解除の際は、次の事業者への引継ぎに全面的に協力すること

(6) 損害賠償

- ・事業者は、業務の遂行にあたって、第三者または公社に損害を与えた場合、事業者の責任において賠償しなければならない
 - ・保健所、消防署等の行政指導により、公社が事業者に対して業務の停止を命じた時は、事業者は直ちに従うこと
- また、事業者はその結果生じる損害の賠償その他一切の請求をすることはできない
- ・事業者は生産物賠償責任保険に加入し、当該保険証書の写しを公社に提出すること

(7) その他

- ・通路上に看板や案内板を設置する場合、公社に事前協議し、承認を得ること
- ・飲食物のメニュー・価格を改定する場合、公社に事前協議し、承認を得ること
- ・施錠管理は、公社から指示を受けた方法によること
- ・食材等の搬入時間、搬入経路及び廃棄物の搬出は、施設利用者に影響のないよう配慮し、公社から指示を受けた方法によること
- ・施設における喫煙は、公社の指定した場所で行うこと
- ・レストラン等及びその周辺を清潔に保ち、施設的美観、衛生環境を損なわないようにすること
- ・レストラン等の衛生管理を徹底するとともに、営業に伴い生じる廃棄物は、適切に管理、処分すること
- ・施設内の設備点検や防災訓練等、運営上必要な事項に対する要請があった場合は、全面的に協力すること
- ・その他、営業に際し必要な事項が発生した場合は、都度公社と協議すること

- ・以下に該当する時は、契約を取り消し、又は変更することがある
- ア 天変地異等により営業場所が使用不要になったとき
- イ 事業者が契約条件に違反をしたとき
- ウ 事業者が応募の資格を失ったとき
- エ 涌谷町が公社に対するわくや天平の湯及び天平ろまん館の指定管理者の指定を取り消す等の場合

2. 管理条件

(1) 備品等調達、修繕費用

- ・施設内に新たに設置する厨房機器等の設備・業務に必要な用度品に関する費用は、事業者の負担とする
- また、当初から備え付けられていた設備・備品に関する維持管理、修繕費用については、公社と相談するものとする
- ・当初から備えられていた設備・備品等について、修繕・更新等する場合は、公社と事前協議し、承認を得ること
- ※備え付けの備品等の一覧は、応募の際に配布予定である

(2) 経費負担区分

- ・以下については、事業者が負担することとする
- ①光熱水費(電気・ガス・水道)
- ②清掃費(グリストラップ清掃を含む)
- ③汚泥及び廃棄物処理費
- ④消耗品費、電話料等
- ⑤営業に必要な什器備品等の調達費用
- ※尚、光熱水費については、公社が指定する方法により期限まで納付すること

3. その他

- ・契約保証金は免除となります
- ・毎月の売上金や利用者などの定期的な報告事項は遵守願います
- ・レストラン備え付けの厨房、設備、備品等の使用料については、賃貸料に含まれます